

監 査 報 告 書

令和 8 年 6 月 11 日

学校法人 日本赤十字学園

理事長 富 田 博 樹 様

学校法人 日本赤十字学園

監 事 岡原 宏一

監 事 脇本 潤一

私たち監事は、私立学校法第 52 条第 1 項及び学校法人日本赤十字学園寄附行為第 29 条の規定に基づき、学校法人日本赤十字学園の令和 7 年度(令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで)の業務、財産の状況及び理事の職務執行の状況について監査を実施し、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告します。

1 監査の方法の概要

監事は、学校法人日本赤十字学園監事監査規程第 7 条の監査の方法の規定に基づき、以下のとおり監査を実施しました。

(1) 業務監査

理事会及び評議員会に出席して、理事からの職務の報告を聴取するとともに、法人本部の職員から業務の状況を聴取し、重要な書類等の閲覧により、理事及び職員の職務執行の妥当性を確認しました。

(2) 会計監査

会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(私立学校法施行規則第 35 条)を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

2 監査結果

- (1) 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 学校法人日本赤十字学園の業務は適正に行われており、理事の職務執行に関する不正な行為、法令及び寄附行為等に違反する重大な事実は認められません。
- (3) 会計監査人 EY 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以上